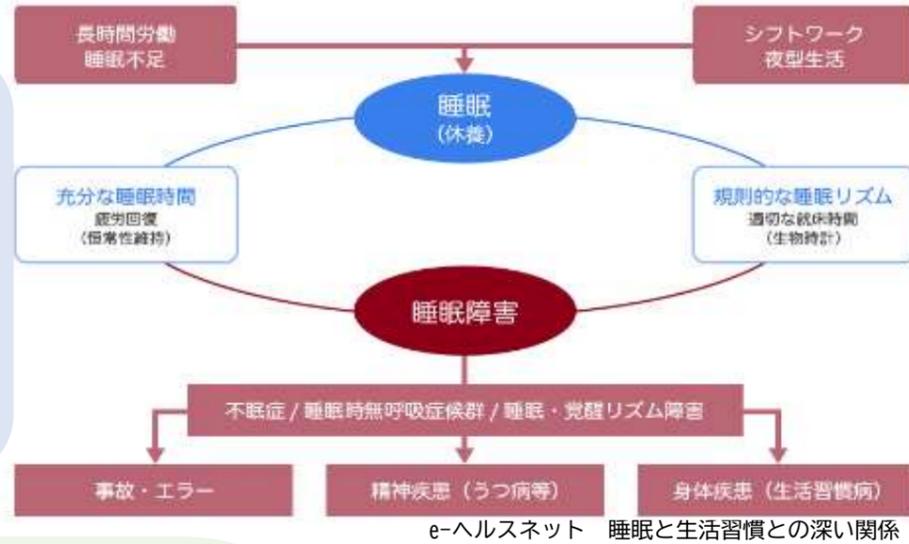


10月1日から10月7日は、全国労働衛生週間、9月1日～9月30日までは準備期間！
そこで今回のテーマは過重労働による健康障害についてです。

労働時間が長くなり
睡眠時間が短くなると

脳血管・心臓疾患
精神障害
過労性健康障害を
引き起こします



e-ヘルスネット 睡眠と生活習慣との深い関係

過労死等に係る労災補償の状況

脳・心臓疾患に係る労災支給決定(認定)件数の推移



(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」
(注) 労災支給決定(認定)件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

脳・心臓疾患に係る
労災認定件数は
近年、減少傾向

精神障害に係る労災支給決定(認定)件数の推移



精神障害に係る
労災認定件数は
増加傾向

(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」
(注) 労災支給決定(認定)件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

参考文献：厚生労働省 過重労働による健康障害を防ぐために、令和4年度版過労死等防止対策白書、厚生労働省 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

過重労働による健康障害を防ぐために

- ・ 時間外・休日労働時間の削減に努めましょう
- ・ 健康管理体制の整備・健康診断を行いましょう
- ・ やむを得ず長時間労働を行わせた労働者に対しては
医師による面接指導を実施し、事後措置を講じましょう

産業医面接の意義

過労やストレス、
健康状況、職場環境
について問診

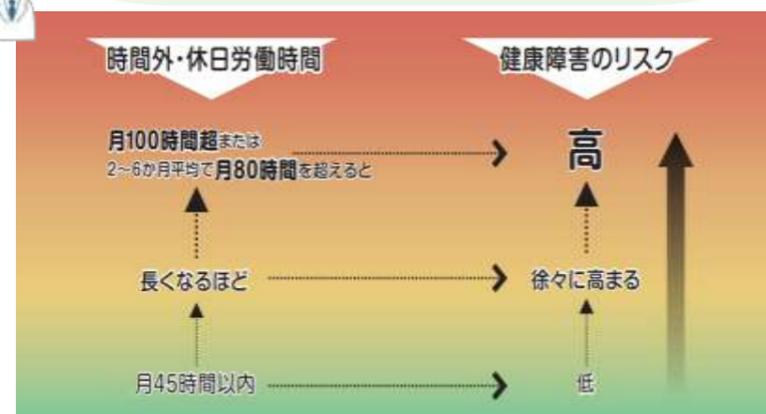
労働者の脳・心臓疾患や
メンタル不調の未然防止
を目的とし、

医学的知見より
就業や職場改善について
の意見を職場へつたえる
ことができます

疲労度チェック!

労働者の疲労蓄積度
自己診断チェックリスト
(2023年改正)
を活用しましょう

時間外・休日労働時間と健康障害のリスク



- ① 上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたもの
- ② 業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価

- 時間外・休日労働時間が**月45時間**を超えたら..
特に健康配慮が必要と認められた者は、面接指導やそれに準じた措置を講ずるよう努めましょう

- 時間外・休日労働時間が**月80時間**を超えたら..
申出がない場合でも面接指導を実施するよう努めましょう

事業者

- 月80時間を超えた労働者本人に当該超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。
- 申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。
- 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しなければなりません。
※小規模事業場では、産業保健総合支援センターの地域窓口において実施する、医師による面接指導を活用することができます。
※時間外・休日労働時間1か月あたり80時間超100時間以下の研究開発業務従事者であって申出を行った者には医師による面接指導を行わなければなりません。

労働者

- 面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。

産業医

- 労働者に対し面接指導の申出をするよう勧奨しましょう。面接指導を実施する産業医は「長時間労働者への面接指導チェックリスト(医師用)」等を活用しましょう。

労働安全衛生法 66条の8・8の2・8の4、安全衛生規則第52条の2・7の2・7の4にて義務づけられている面接指導対象者は**月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労蓄積があり面接を申し出た者**
研究開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度利用者は別規定有。 [過重労働による健康障害を防ぐために](#) をご確認ください。